

第Ⅶ章 鳥獣の捕獲

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣法」という。）によって、基本的には全ての鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲または採取（損傷も）してはいけないこととなっています。しかし、狩猟鳥獣を狩猟期間中に捕獲する場合や、特別に許可を得た場合は捕獲等をしてよいことになっています。

鳥獣の捕獲には以下に記載する方法がありますが、シカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、カラス等の狩猟鳥獣と呼ばれるものと、これ以外の鳥獣（サル、ドバト等）では、違いがあります。

1. 狩猟による捕獲

1) 狩猟鳥獣の種類

日本には鳥類が約550種、獣類が約80種生息しています。これらの鳥獣の中から、狩猟対象としての資源性（肉や毛皮の利用など）、人間の生活環境や農林水産業被害、生態系への被害の程度や生息数などを踏まえて、鳥類ではハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、キジバトなど29種、獣類ではイノシシ、ニホンジカ、タヌキなど20種が狩猟鳥獣として定められています（別表参照）。

2) 狩猟免許の取得

狩猟期間中に狩猟鳥獣を捕獲するには、まず狩猟免許を取得する必要があります。狩猟免許には使用できる猟具に応じて表-1の4種類の狩猟免許があります。但し、同様の猟具でも危険なものや、鳥獣の保護に支障を及ぼすものは使用が禁止されています。

表－1 免許の種類（免許によって使用可能な猟具は異なります）

（平成22年3月現在）

免許の種類	使用することが可能な猟具
網猟免許	はり網、なげ網等の網（鳥類およびノウサギを捕獲するもの）
わな猟免許	くくりわな、はこわな、囲いわな等のわな（獣類を捕獲するもの）
第一種銃猟免許	銃器（装薬銃、空気銃）
第二種銃猟免許	銃器（空気銃のみ）

狩猟免許を取得するには、種類ごとに必要な適性、技能及び知識に関する都道府県知事が行う試験を受け合格しなければなりません。また試験には手数料として、初めて試験を受ける場合は一つの狩猟免許につき5,200円、いずれかの狩猟免許を持っていて新たに別の狩猟免許試験を受ける場合は3,900円が必要です。試験は奈良県では年2回行われます。

狩猟免許は都道府県知事によって発行され、その有効範囲は全国一円であり、有効期間は3年となっています。狩猟免許は更新することができますが、3年ごとに講習・適性検査を受けて合格しなければなりません。奈良県では例年6月から8月の間に3回行われます。更新された狩猟免許の有効期間も3年です。

新たに狩猟免許の試験を受けようとする場合・・・5,200円
 所持している狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受験しようとする場合・・・3,900円
 免許を更新する場合、狩猟免許1種類につき・・・2,800円

3) 狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟はできません。狩猟を行う年度ごとに、狩猟を行おうとする都道府県で狩猟者登録をしなければなりません。例えば、奈良県と三重県で狩猟をする場合には、両県において狩猟者登録をしなければなりません。また狩猟者登録には狩猟税とそれにかかる手数料が必要です。登録の種類及び一つの登録にかかる費用は表-2、3のとおりです。

表-2 登録の種類(登録できる内容は、狩猟免許によって異なります)

(平成22年3月現在)

免許の種類(使用可能猟具)	可能な登録の種類
網猟免許(網)	網猟に係る狩猟者登録
わな猟免許(わな)	わな猟に係る狩猟者登録
第一種銃猟免許(装薬銃、空気銃)	第一種銃猟に係る狩猟者登録、 または第二種銃猟に係る狩猟者登録
第二種銃猟免許(空気銃)	第二種銃猟にかかる狩猟者登録

表－3 登録にかかる税金・手数料

(平成22年3月現在)

登録の種別	狩猟税	登録申請手数料	合計
網猟に係る登録	8,200円	1,800円	10,000円
わな猟に係る登録	8,200円	1,800円	10,000円
第一種銃猟に係る登録	16,500円	1,800円	18,300円
第二種銃猟に係る登録	5,500円	1,800円	7,300円

これに加えて、事故に備えて共済やハンター保険に必ず加入しなければなりません。

注) 網猟、わな猟および第一種銃猟に係る狩猟税には減免措置もあります。

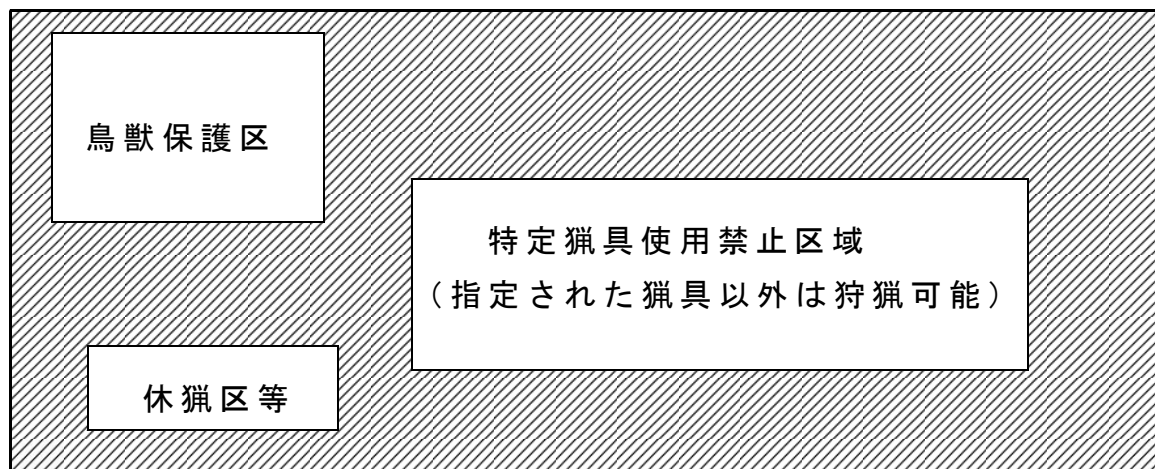
4) 狩猟期間

奈良県での狩猟期間は11月15日から翌年2月15日までの3ヶ月(イノシシ、ニホンジカに限り3月15日までの4ヶ月)です。

5) 狩猟できる区域

狩猟することができる区域は、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域及び休猟区を除いた区域です。ただし、それ以外にも社寺境内や公道など狩猟ができない区域もあります。

図－１ 狩猟可能な区域（あくまで概念図であり、その他にも規制のかかる区域があります。）



* 斜線部は狩猟可能区域

表－４ 規制区域と規制される猟具

規制区域	規制される猟具
鳥獣保護区	銃器も網もわなも禁止で、狩猟が出来ません。
特定猟具使用禁止区域（～）	指定された猟具のみ禁止です。 平成18年度までは銃猟禁止区域という名称であったものが、特定 猟具使用禁止区域（銃）となります。 わな猟を使用禁止とする区域も設定可能です。
休猟区	銃器も網もわなも禁止で、狩猟が出来ません。

その他、狩猟の出来ない区域には、公道（人や車などが往来する場所。農道や林道も含まれます。）、自然公園法の特別保護地区、自然環境保全法の原生自然環境保全地域、都市計画法の定める公共空地、その他公衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識によりその区域を明示したもの、社寺境内、墓地などがあります。

2. 特別な許可による捕獲

鳥獣による農林業や生活環境、生態系への被害があり、かつ防護柵等の対策を講じても被害が生じる場合、被害者が市町村に申請すると、市町村が規定に基づいて、捕獲の許可を出します（シカ、イノシシ、サル、ハシブトガラス、ハシボソガラスなど「鳥獣23種」と「鳥類5種の卵」のみ。その他の鳥獣や国指定鳥獣保護区等場所によっては、県または国の許可となる）。この許可のもとに捕獲従事者となった者が捕獲を行うことができます。捕獲従事者は、狩猟免許を有するとともに、一定以上の経験を積むなど条件を満たした者であり、多くの場合は市町村から依頼を受けた猟友会のメンバーです。

なお、モグラ類とネズミ類（イエネズミ（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）を除く）については、農業又は林業の事業活動に伴いやむを得ない場合に、上記の方法に限らず捕獲することができます。

また、イエネズミ（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）と海棲哺乳類は、鳥獣法の対象外となっています。これは環境衛生の維持に重大な支障をおよぼすおそれがある、または他の法令によって適切に管理されているためです。

対象鳥獣と方法の可否	狩猟	特別な許可を得て捕獲	
狩猟鳥獣（別表参照）	○	○	○：可
狩猟鳥獣でない鳥獣	×	○	×：否

3. 罰則について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に反して、許可無く鳥獣の捕獲等をすると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあるので注意が必要です。

狩猟免許取得から狩猟まで（概要）

狩猟をするには、まず初めに狩猟免許を取得する必要があります。
狩猟免許には種類があり、それぞれ使用できる猟具が違います。

免許の種類と使用可能な猟具

網猟免許	: 網
わな猟免許	: わな
第1種銃猟免許	: 装薬銃・空気銃
第2種銃猟免許	: 空気銃

1) 狩猟免許試験の申請

どの種類の免許を取得するか決まったら受験申込みをします。試験は年2回開催されます。受験の際に必要なものは、申請書、受験手数料（新規取得は1種につき5,200円）、写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）、医師の診断書（銃器を所持している場合は銃所持許可書の写し）、住民票抄本。申請書は県猟友会、県猟友会の各支部で配布しています。

2) 試験の受験

試験は知識試験、適性試験、技能試験となっています。試験に合格すると狩猟免許が交付されます。試験までに、県猟友会が開催する試験対策の講習会があります（任意：講習会費12,000円：問題集等込）。免許取得後は、3年

狩猟までの流れ

狩猟免許試験の
申し込み



受験 知識試験
適性試験
技能試験



合格



狩猟者登録手続き



狩猟狩猟期間は
11月15日～
翌年2月15日
（イノシシ、ニホンジカ
に限り3月15日まで）

毎に更新のための講習と適性検査を受ける必要があります（更新手数料2,800円）。

3) 狩猟をする

狩猟をするためには、狩猟をしようとする地域を管轄する都道府県で狩猟者登録を、狩猟実施年ごとにしなくてはなりません。登録の際には登録手数料1,800円、狩猟税（登録種別で異なる）が必要となります。また、その他にハンター共済、ハンター保険等が必要です。